# 生徒心得

本校教育目標達成のための生徒心得を定め，日常生活の行動規範とする。

## 1　礼　　儀

本校生徒は，教職員，また生徒相互に礼儀を尽くす。校内では部外者にも挨拶会釈を行う。

## 2　服装・頭髪

⑴　服装は質素，清潔，端正を第１とする。

⑵　制服（夏・冬服・コート・ベスト・セーター・校章）及び上履き・カバンは，学校指定のものとする。また，通学は黒のローファーまたは黒・紺・白を基調としたスポーツシューズを使用する。いずれもくるぶしが出ること。派手なものは禁止する。また高価な靴の使用は避けること。

⑶　靴下は白地または黒地にワンポイント（ロゴ）まで可とする。（ラインやデザインはいかなるものも不可）また，極端に長短・厚薄のものは不可（くるぶしが隠れる長さとする）。

⑷　男子は以下のベルトを必ず着用すること。
黒の皮（合皮）のベルト。無地でバックルはシンプルなもの。編み込みのベルトは不可とする。
女子スラックスで，ベルトを着用する場合は，黒，紺または茶のものとする。

⑸　校舎内では，上履きを使用し，踵の踏みつけをしない。

⑹　校舎内では，手袋・マフラー・ネックウォーマーの使用をしてはいけない。また，マフラー及びネックウォーマーは華美でないものとする。

⑺　ストッキングの使用は，ベージュ・黒色に限る。

⑻　シャツの下部は，ズボン・スカートの内側に入れ，アンダーシャツは華美でないものとする。

⑼　朝礼（朝課外）から終礼（放課後課外）までは，ネームプレートを着用する。

⑽　制服の改造は，一切厳禁とする。止むを得ない理由によって異装する場合は，生徒育成部長より異装許可証を受けなければならない。

⑾　スカートの腰の部分での折り曲げは禁止とし，ズボンは腰より下げた状態ではかない。

⑿　頭髪について

①　男子で長髪にする者は，前髪は眉を超えない長さとし，後ろの長さはえりの上部（制服）の線まで，横髪は耳にかからない長さとする。また，流行を追うような髪型や奇抜な髪型などは禁止する。

②　女子は，前髪は眉を超えない長さとし，後髪は両肩先を結ぶ線を基準として，それより長い場合は結髪する。結髪に用いるゴムは，黒又は紺，茶色のものとし，その他の色物のピンなどは使用してはならない。

③　パーマ，毛染，脱色など自毛に加工することは一切禁止する。

⒀　そ　の　他

①　化粧は，一切禁止する。
止むを得ずリップクリーム・日焼け止めを使用する場合は無色とする。

②　ピアス，指輪，ネックレス等の装飾品は，一切禁止する。

③　爪は，短く切って，いつも清潔にしておくこと。

## 3　校内生活

⑴　正門または南門から登校，８時３０分までに着席する。

⑵　登校後は，許可なくして校外に外出しないこと。

⑶　校内の諸施設，器具を破損したときは，ホームルーム担任に届け出ること。

⑷　学習に不必要なもの（雑誌，マンガ本，プリクラ，トランプ等）を持参しないこと。

⑸　携帯電話については，学校敷地内での使用は禁止する。学校敷地内では電源を切り，鞄の中に入れるなど，自己管理を徹底し，鞄から外に出したり，身体に携帯したりすることがないようにすること。着信音が鳴ったり，携帯電話を扱って校内の風紀を乱した場合は，指導の対象とする。
また、スマートウォッチやスマートウォッチタイプの時計の学校敷地内での使用は禁止する。

⑹　歩きながらの携帯電話の使用，自転車運転中の使用はしない。駅やバス停，電車・バス乗車中など公共の場では，大きな音量で使用をしないなどマナーを守ること。

⑺　家庭でルールを決め，学習の妨げになるような携帯電話の使用はしないこと。また，有害サイトの閲覧や，

ＳＮＳなどに他人の情報や，写真・動画の掲載をしないこと。

⑻ タクシーや保護者送迎による登下校は，原則として禁止する。

4　集会，掲示，届出

⑴ 校内での集会や署名運動をする際は生徒育成部長の許可を受ける。

⑵ 校内でポスター，黒板その他を利用して掲示を行うときも（1）に同じ。

⑶ 盗難，被害のあった場合は，直ちにホームルーム担任に届け出る。

⑷ 自転車通学は，原則禁止する。特段の事由のある者はホームルーム担任へ届け出，生徒育成部長の許可を得る。

⑸ 運転免許証の取得は安全管理のため禁止する。ただし，家庭の事情に必要であり，申し出があった場合は考慮する。

⑹ バイク及び乗用車での通学は禁止する。

5　校外生活

⑴ 生徒間の交際は，互いに敬愛し明朗健全であるよう心掛ける。

⑵ 夜間外出は午後９時までとし，交友間の宿泊はしてはならない。

⑶ カラオケボックス・ゲームセンター等の遊戯施設には，登下校時には出入りしないこと。

⑷ アルバイトは原則として禁止する。ただし，家庭の事情（経済的理由）で申し出があった場合は，考慮する。

6　校則違反指導規定

（１）６（２）に該当したものは、生徒指導主事説諭、学年指導とする。

（２）校則違反指導の対象となる行為は『生徒心得』に違反する行為とする。

7　特別指導規定

（１）７（２）に該当したものは『学則 第８章 賞罰、第１６条』に基づき、特別指導委員会で協議後、職員会議で指導措置を決定し、校長が懲戒（訓告、停学、退学）する。

（２）特別指導の対象となる行為は次のとおりとする。

①暴力・脅迫行為　対教師、生徒間、対人、器物破損・汚損行為、暴言など

②刑法犯行為　恐喝、強窃盗、万引き、占有離脱物横領など

③不良行為　飲酒・喫煙及び準備行為（喫煙具所持など）、無断外泊及び深夜徘徊、シンナー・脱法ハーブ等の違法薬物の吸引及び準備行為、賭博行為、不健全な遊戯行為及び不健全な場所への出入、不純異性交遊、怠学など

④交通関係　交通違反、運転免許証の無許可取得など

⑤いじめ行為　インターネット等による書き込みも含む

⑥考査等における不正行為及び類似行為

⑦『生徒心得』に違反する行為の中でも特に重度な校則違反行為

⑧その他、学校や社会の安寧秩序を害する違反行為

※なお、これらの行為については、同席した者も指導の対象となる場合がある。

（３）特別指導の対象となる行為に対しては、必要に応じて関係者から事情を聴取したり、本人・保護者同意のもと所持品検査をすることがある。ただし、生命に危害を加える恐れのある器具等を所持している疑いがある場合はこの限りではない。

**●学校の実情や生徒総会等による生徒の意見、保護者の意識、社会状況、時代の進展等を踏まえ、随時、見直しを行います。**